

(別添 1)

委託業務企画提案指示書

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

1 委託する業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進事業冬期移住体験メニュープロモーション等委託業務

2 業務の目的

本事業連携自治体（音更町、士幌町、池田町、本別町、足寄町、陸別町の十勝管内6町）から冬期における仕事体験、移住体験住宅での宿泊、学び・体験メニュー、先輩移住者や町民との交流などのメニューの提供をうけ、複数自治体のメニューを組み合わせ冬期に移住体験を希望する人に提案し、十勝地域への移住促進につなげていくことを目的とする。

併せて、平成28年度から実施している移住交流のターゲットをアクティブシニアに絞った本事業の成果を総括するとともに、次年度以降の十勝全体としての移住交流の取組案について検討を行うことを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 冬期移住体験メニューを活用したプロモーション活動の実施

① 内容

- 連携6町の冬期移住体験メニューの把握及び効果的なPR手法の検討

【留意事項】

実施に当たっての体験費用は参加者の自己負担、移住体験費用は本事業費に含まない。

- 調整したメニューの募集に係る総合的なプロモーションの実施

【留意事項】

実施に当たっては参加者アンケートなど以下の(2)に繋がるような工夫した内容にすること。

② 主なターゲット

- 三大都市圏居住者などの健康で活動的な50代から60代のシニア層（アクティブシニア）

【留意事項】

三大都市圏とは、首都圏、中京圏、近畿圏を指す。

③ 実施時期

- メニューの募集期間は、令和元年度（2019年度）の冬期間（12月～2月）

(2) 本事業の総括及び次年度以降の十勝全体に係る移住交流事業の取組案の検討

- アクティブシニアをターゲットとした本事業成果（本業務も含む）及び今後の施策方向性の取りまとめること
- 十勝地域の特性を生かした関係人口や管内の移住支援体制に関することなどを取組案として取りまとめること

【留意事項】

本事業の総括については、以下の業務を参照すること。

- ・ 平成28年度十勝アクティブシニア移住交流促進事業委託業務
- ・ 平成29年度十勝アクティブシニア移住交流促進PR動画制作委託業務
- ・ 平成30年度十勝アクティブシニア移住交流促進事業モニターツアー委託業務

※ 該当ホームページ（十勝総合振興局の移住・定住情報のホームページ URL）

<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/ijuu.htm>

(3) 業務報告書の作成

- 上記の(1)及び(2)の事業成果について、報告書(概要版を含む)として取りまとめ、報告書に付随する各種資料があれば併せて提出すること(紙媒体及び電子媒体:各正副2部)。

【留意事項】

本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

(4) モニター募集に係る追加広告方法等の提案

上記(1)により企画・募集・実施する冬期移住体験メニュープロモーション等について、主として三大都市圏のアクティブシニアへPRする際に、追加で実施すればより効果的な広告方法等について企画提案を求める。

※提案内容については、北海道十勝総合振興局が本委託業務とは別に、「冬期移住体験メニュー募集に係る広告業務(案)」として検討・実施する予定である。

【追加広告の方法等のイメージ・例示】

- ・(1)で企画提案した冬期移住体験メニュー募集以外の追加の広告方法であり、ターゲット層(アクティブシニア)が利用する情報誌等への広告掲載や企画記事、検索サイトのリスティング広告、移住フェアでのPRなど、広く周知するための手法を想定している。

4 委託期間

契約の日から令和2年(2020年)3月13日(金)まで

5 予算上限額

1,928千円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、北海道十勝総合振興局における打合せを一定程度行うこととし、遠隔地の事業者においては、委託料の中に当該打合せに必要な旅費を計上すること。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。

イ 業務の企画・実施に当たり、効果的で適切なスケジュールを組んで、必要な業務処理体制を構築しているか。

(2) 企画提案内容

ア 冬期移住体験メニューを活用したプロモーション活動の実施

※ 移住体験者が減少する冬期を対象としていること、かつ、モニターツアーと異なり参加者が費用を全額負担する方式であることを踏まえた上で、応募者が希求する内容となっているか。

(ア) ターゲットのニーズを十分に把握したメニューの提案となっているか。

(イ) 募集方法や設定が適切であり、かつ募集にあたっての効果的な広告方法が提案されているか。

イ 本事業の総括及び次年度以降の移住交流事業の取組案の検討

※ 平成28年度から開始した本事業を参考とし、本事業についての成果総括がなされ、次年度以降の十勝全体としての移住交流の取組案について、提案者の特性を生かしたPR効果の高い提案となっているか。

(ア) 過年度の実績を踏まえた上で、事業全体を適切に理解しているか。

(イ) 十勝地域の特性を生かした次年度以降の移住交流事業の素案が提示されているか。

ウ 業務報告書の作成

(ア) 業務報告書の作成について、本事業の総括及び次年度以降の取組案に係る取りまとめ方が示されているか。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び関係資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別添様式による）、関係資料
- (2) 提出部数 参加表明書、関係資料とも1部
- (3) 提出期限 令和元年(2019年)7月9日(火)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 11の(5)のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式による）、関係資料（A4サイズの任意様式による）
- (2) 提出部数 企画提案書、関係資料とも5部
※1部は提案者名を記載したもの。残り4部は提案者名を記載しないもの。
文中にも記載しないよう注意すること。
- (3) 提出期限 令和元年(2019年)7月24日(水)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 11の(5)のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出したのに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書を提出する事業者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道十勝総合振興局に帰属するものとする。

11 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 契約書

別途作成する。

(3) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本委託業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(5) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（担当：小^{こな}長谷）

住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電 話：0155-26-9020

F A X：0155-22-0185